

龍ヶ崎市森林公園整備運営事業
公募設置等指針
(事業者募集に関する資料)

令和5年8月

龍ヶ崎市

【用語の定義】

P-PFI	平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 ・都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。
公募対象公園施設	都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等
特定公園施設	都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が認定公募設置等計画に従い整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFIにより選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔。
公募設置等指針	P-PFIの公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、公園管理者が各種募集条件等を定めたもの。

公募設置等計画	都市公園法第5条の3の規定に基づき、P-PFIに応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
設置等予定者	審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	公園管理者が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。
整備運営事業者	龍ヶ崎市森林公園事業において、公募設置等計画の認定及び管理許可を受け、P-PFI及び公園管理の事業を実施する者。
設置許可	法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置及び管理することについて、公園管理者が与える許可。
管理許可	法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園内の公園施設を管理することについて、公園管理者が与える許可。
占用許可	法第6条第1項の規定により、都市公園内に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用することについて、公園管理者が与える許可。

第1章 事業概要

1	事業目的及び概要	1
2	公募の実施に関する事項	4
3	認定計画提出者の選定に関する事項	9
4	特記事項	12

第2章 事業の実施条件

1	事業概要	13
2	認定計画提出者と公園管理者の役割分担に関する事項	15
3	公募対象公園施設の設置・管理に関する事項	16
4	特定公園施設の設置及び管理に関する事項	20
5	利便増進施設の占用に関する事項	24
6	既存公園施設の管理運営に関する事項	24
7	不測の事態等について	24
8	権利の制限等	26
9	原状回復の義務	27
10	事業の中止等に関する事項	28
11	その他	28

第1章 事業概要

1 事業目的及び概要

(1) 事業の名称

この事業の名称は「龍ヶ崎市森林公園整備運営事業」（以下「本事業」という。）とします。

(2) 事業の目的

本事業では、龍ヶ崎市森林公園（以下、「本公園」という。）全域を公募設置管理制度（以下「P-PFI」という。）の対象区域とし、民間事業者の提案を求めることで、民間事業者の活力及びアイデアを最大限に活用することによる、効果的かつ効率的な魅力創出につなげるとともに、地域と連携した「龍ヶ崎市の拠点となる公園」の整備を実施することで、利用者サービスの向上を図ることを目的とします。

また、P-PFI を用いて民間資金を活用することで、公園整備及び管理に係る龍ヶ崎市（以下「本市」という。）の財政的負担が軽減されることも期待しています。

■P-PFIのイメージ



※「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」（国土交通省都市局 公園緑地・景観課）

より一部引用

(3) 公園及び事業対象地の概要

本公園は、余暇の増大に伴い、自然に親しみ健康で健全な野外活動の場を通じて、市民生活の向上に資することを目的として整備され、12.7ヘクタールの自然森林を活用したキャンプやバーベキュー、アスレチック、親水施設での水遊びなどのレクリエーション、野鳥観察の小屋でのバードウォッチングなどが楽しめる公園として広く利用されています。

項目	内容
名称	龍ヶ崎市森林公園（都市緑地）
所在地	茨城県龍ヶ崎市泉町1966番地
敷地面積	約12.7ha（127,420㎡）
開園年月日	昭和61年7月20日
有料施設の 利用期間	かまど 1月4日から12月27日まで 宿泊施設 6月15日から9月14日まで（季節営業）
主な施設	無料駐車場2か所（AS舗装106台 砕石敷96台） 管理棟1棟 トイレ棟1棟 野鳥観察小屋1棟 親水施設（龍のせせらぎ）1か所 四阿2か所 アスレチック遊具11基 公園遊具（大型すべり台・ブランコ・すべり台など） ログハウスA2棟（定員6人） ログハウスB5棟（定員4人） キャビンハウス20棟（定員4人） テントサイト5区画 かまど・テーブル32基 炊事場1棟 キャンプ場トイレ1棟 外
用途地域	指定なし（市街化調整区域）

(4) 事業概要

ア 事業内容

本公園では、都市公園法のP-PFI制度を用いて、民間事業者が提案する収益施設（以下「公募対象施設」という。）とキャンプ場、新たなアスレチック施設等の公園施設（以下「特定公園施設（収益施設）」という。）及び園路、広場等の公園施設（以下「特定公園施設」という。）

の整備・運営を行っていただくとともに、残る区域についても維持管理を行っていただきます。（残る区域については今後の維持管理運営等における財政的負担が軽減される施策の提案を求めます。）

また、本事業において実施する業務、整備については、計画・設計・工事までを含むものとし、別添1「要求水準書」を満たすものとしします。

イ 公募区域

対象区域は、別添2「事業区域図」に示します。

ウ 事業期間（認定の有効期間等）

①公募設置等計画の認定の有効期間は、実施協定締結後、最長20年間とし、設計、工事及び事業終了前の公募対象公園施設の解体・原状復旧に要する期間を含むものとしします。

公募対象公園施設及び利便増進施設の設置許可期間は、認定の有効期間内で工事着手時から最長10年としますが、事業実施が可能な公募設置等計画期間を提案してください。

また、整備運営事業者から更新の申請があった場合には、最長10年の更新許可を行います。

②特定公園施設は占用許可を受けて整備し、本市に譲渡した後、認定の期間内において公園施設管理許可を受け、事業者の負担で管理運営を行っていただきます。

（一例）

			R5.11	R6.2	R16.1	R26.1
基本協定の締結	協議・設計	実施協定の締結	協定期間			
			公募設置等計画の認定有効期間（20年）			
			公募対象公園施設の設置許可（10年）		公募対象公園施設の設置許可（10年）	
			工事	供用期間		原状回復
			特定公園施設の占用許可	特定公園施設の管理許可	特定公園施設の管理許可	
			整備	管理期間		
			協議	既存公園施設の管理		
	管理許可			管理許可		

2 公募の実施に関する事項

(1) スケジュール

公募及び認定のスケジュールは以下のように予定しています。

事業者募集に関する公表（公告）	令和5年8月7日（月）～ 令和5年9月25日（月）
質問書受付	令和5年8月7日（月）～ 令和5年9月5日（火）
現地見学会・説明会参加申込期限	令和5年8月18日（金）
現地見学会・説明会	令和5年8月22日（火）（予定）
質問書回答期限	令和5年9月12日（火）
整備運営事業提案書の受付	令和5年9月19日（火）～ 令和5年9月26日（火）
第一次審査（書面）	令和5年10月上旬
第二次審査・選定委員会（プレゼン）	令和5年10月中旬
選定結果通知	令和5年10月下旬
公募設置等計画の認定・公示	令和5年11月上旬
基本協定の締結	令和5年11月中旬
公募対象公園施設の設置許可	基本協定締結後
特定公園施設の占用・管理許可	実施協定締結後

※都合により時期等が変更になる場合があります。

(2) 公募への参加資格

ア 応募者の参加

- ①応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は複数の法人によるグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。
- ②グループで応募する場合は、応募時に共同企業体（以下、共同企業体を構成する法人を個別に又は総称して「構成法人」という。）を結成し、代表法人を定めてください。
- ③応募法人又は応募グループを構成する構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。

- ④応募法人は、他の応募グループの構成法人になることはできません。
- ⑤構成法人は、同時に複数の応募グループの構成法人になることはできません。

イ 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する応募法人等は、応募することができません。

- ①会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立てを受けている法人。
- ②当該法人の設立根拠法に規定する解散又は、精算の手続きに入っている法人。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4に該当する法人。
- ④応募の日から、公募設置予定者決定通知日までの間に、本市から指名停止措置を受けている法人。
- ⑤最近の2年度間において、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）。
- ⑥龍ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年龍ヶ崎市条例第23号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する法人

ウ 実績や登録に係る事項

- ①応募法人等のうち、少なくとも1者は、緊急時に迅速かつ適切な対応がとれる体制を有し、本公園を安全円滑に管理運営することのできる安定した経営体制と執行体制を有すること。
- ②応募法人等のうち、少なくとも1者は、本事業において提案する公募対象公園施設及び特定公園施設（収益施設）の施設業態と同様の施設の運営実績を有すること。

エ 応募グループの構成法人の変更

応募グループの場合、構成法人の変更は原則として認めません。ただし、代表法人以外の構成法人については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合に限り、変更を認めることがあります。その場合、本市は必要に応じ、公募設置等予定者に書類の再提出を求めることがあります。

(3) 応募手続き

ア 募集資料の公表

令和5年8月7日(月)から本市のホームページにおいて公表し、ダウンロードできます。

また、本市道路公園課窓口にて、令和5年9月25日(月)まで募集資料を配布します。

イ 現地見学会・説明会

公募への参加希望者を対象に、現地見学会、説明会を以下のとおり開催します。

①開催日時等

開催日：令和5年8月22日(火)(予定)

時間：10:00開始(9:30受付開始)

場所：龍ヶ崎市森林公園(茨城県龍ヶ崎市泉町1966番地)

②参加方法

- ・参加を希望する場合には、様式1「現地見学会参加申込書」に必要事項を記入し、参加申し込みをしてください。
- ・参加申し込みは、「4(2)事務局」のEメール宛にメールに様式1「現地見学会参加申込書」を添付し、件名を「森林公園現地見学会申込」として送付してください。
- ・申込期限：令和5年8月18日(金) 17:00まで

③その他

- ・資料等の配布は予定していません。
- ・説明会への参加は、公募への参加に対する必須条件ではありません。

ウ 公募設置等指針等に対する質問の受付及び回答

①本公募設置等指針等の内容に関して質問がある場合には、「4(2)事務局」のEメール宛に様式2「質問書」に必要事項を記入し、件名を「森林公園公募質問」として送付してください。

②質問への回答は龍ヶ崎市のホームページにおいて公表します。

③受付期間：令和5年8月7日(月)

~令和5年9月5日(火) 17:00まで

エ 整備運営事業提案書の受付

事業提案書は以下の注意事項及び応募書類一覧に従って提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった場合は受理しません。

- 使用様式：「応募書類一覧」のとおり
(指定のない場合は任意様式)
- 受付期間：令和5年9月19日(火)
～令和5年9月26日(火) 17:00まで
- 受付場所：龍ヶ崎市都市整備部道路公園課公園緑地グループ
(龍ヶ崎市3710番地 本庁舎4階)
- 提出方法：簡易書留による郵送(最終日必着)又は持参

※整備運営事業提案書等作成の注意事項

- 関係法令及び条例を遵守し、かつ募集資料に記載された条件を満たすとともに、関係機関への必要な協議確認を行った上で事業提案書類を作成してください。
- 応募グループでの応募の場合、応募制限関連書類は、構成法人ごとに提出してください。
- 事業提案内容については、明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。
- 提出書類は、A4版縦方向、横書き、左綴じを原則とします。ページ番号を付け、インデックスを付けた上で提出してください。
- 公募設置等計画提案書については、A4版で15頁を上限としてください。
- 提出書類一式を電子データ(PDF)化したものをCD-ROM又はDVD-ROMにおいて1部提出してください。

【応募書類一覧】

提出書類		様式	提出部数	
			正	副
1	団体概要書（グループ応募にあっては、構成法人すべてで提出）	様式 3	1 部	1 部
2	共同企業体構成書（グループ応募の場合のみ）	様式 4	1 部	1 部
3	欠格事項に該当しない旨の誓約書（グループ応募にあっては、構成法人すべてで提出）	様式 5-① 様式 5-②	1 部	1 部
4	委任状（グループ応募の構成法人のみ提出）	様式 6	1 部	1 部
5	応募関連書類（グループ応募にあっては、構成法人すべてで提出）			
		（1）定款、寄付行為又はこれに類する書類（最新のもの）	任意様式	1 部 1 部
		（2）法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（副本は原本コピー可）	各種 証明書	1 部 1 部
		（3）法人の設立趣旨、活動内容、組織、運営及び事務所の所在等に関する事項の概要がわかる書類（各法人作成の外部向けパンフレット等でも可）	任意様式	1 部 1 部
		（4）構成法人（役員）名簿	様式 7-1-① 様式 7-1-②	1 部 1 部
		（5）過去2年度間の納税証明書の写し（法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書） ※未納がない証明でも可	各種 証明書	1 部 1 部
	（6）直近3事業年度分の事業報告書 ※有価証券報告書を提出している場合は、該当箇所の写しでも可。	関係法令に定める 様式	1 部 1 部	

提出書類		様式	提出部数	
			正	副
5	(7) 直近3事業年度分の財務諸表 「賃借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）、注記等」の写し ※有価証券報告書を提出している場合は、該当箇所の写しでも可。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単位財務諸表	関係法令に定める様式	1部	1部
	(8) 財務状況表（直近3年）	様式7-2-① 様式7-2-②	1部	1部
	(9) 今期（現事業年度）の事業計画書	関係法令に定める様式	1部	1部
6	公募設置等計画書			
	(1) 公募設置等計画提案書 表紙	様式8-1	1部	1部
	(2) 全体計画	様式8-2	1部	1部
	(3) 整備・管理運営計画	様式8-3	1部	1部
	(4) 収支計画	様式8-4 -①~⑩	1部	1部
7	辞退届（グループ応募にあっては、構成法人すべてで提出）	様式9-① 様式9-②	1部	1部

3 認定計画提出者の選定に関する事項

(1) 審査方法

選定委員会

本市は公募設置等計画の審査にあたり「龍ヶ崎市森林公園整備運営事業事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。

- ①選定委員会では、応募者から提出された公募設置等計画について別添3「評価基準書」の評価項目、内容に基づき審査を行い、設置等予定者及び次点者を選定します。

②P-PFIに係る設置等予定者を、「評価基準書」に基づき、選定委員会において応募書類の審査及びプレゼンテーション・ヒアリングにより総合的に評価・選定します。

(2) 審査の流れ

以下の手順に従って審査します。

ア 第一次審査（書面）

提出されたすべての公募設置等計画については、都市公園法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査します。なお、以下の審査の内容を満たさない場合は失格となります。

①参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているか審査します。

②法令遵守に関する審査

公募等設置計画等の内容が法律・条例等に違反していないことを審査します。

③募集資料等に照らし適切なものであることの審査

募集資料に照らし、公募設置等計画等が適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

なお、審査の結果、これらの条件を満たしていないと認められる場合、事務局の意見を付して、選定委員会へ送付いたします。

- ・公募設置等計画が、募集資料で示した目的や場所等と適合していること。
- ・記載すべき事項が示されていること。
- ・認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること。
- ・募集資料の条件をみたしていること。

なお、誤字、脱字、乱丁、落丁など、内容の変更を伴わず提案書の明らかな瑕疵と事務局が認めたものについては、誤字誤りとして、添付資料漏れ、記載漏れ、計算誤り、余事記載など内容への影響が軽微なもので、事務局の補正要求に容易に応じられるものについては、瑕疵の程度に応じ、提案書の一部を差し替え又は正誤表による修正を求めます。ただし、事務局が定めた期限内に再提出することが条件となりますので、期限までに補正要求を応じない者の公募設置等計画等については、事務局の意見を付して、選定委員会へ送付します。

イ 第二次審査（プレゼンテーション、質疑応答）

第一次審査を通過した提案について、選定委員会において、「評価基準書」で示す評価の基準に沿って審査します。応募者には選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。

なお、プレゼンテーションの内容、時間等については、別途通知します。

(3) 審査結果の通知等

選定委員会における審査結果については、応募法人（グループによる場合は、グループの代表構成法人）すべてに、令和5年10月下旬を目途に文書で通知します。また、審査結果は、本市ホームページで公表します。（設置等予定者以外の名称は非公表とします）

なお、公募設置等計画の認定を受けた設置等予定者は、これ以降、認定計画提出者となります。

(4) 協定の締結

ア 基本協定

認定計画提出者と本市は、協議の上、公募設置等計画に基づく、事業実施条件や権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

基本協定の案は別添4のとおりです。

イ 実施協定

基本協定を締結後、本市と認定計画提出者との間で本事業の実施に向けた協議を行い、事業内容の詳細について定めた「実施協定」を締結します。

【実施協定項目（案）】

- ・ 事業区域 事業内容 事業期間
- ・ 公募対象公園区域
- ・ 公募対象公園施設及び特定公園施設の設計・整備に関する事項
- ・ 公募対象公園施設及び特定公園施設管理運営に関する事項
- ・ 公園施設の帰属 原状回復に関する事項 リスクの分担
- ・ 施設の供用日及び供用期間
- ・ 既設施設管理運営に関する事項
- ・ 事務破綻時に備えた措置 等

4 特記事項

(1) その他

- ア 応募に関して必要となる一切の費用は、応募法人等の負担とします。
- イ 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ウ 事業提案書等の提出は、1 応募法人（1 応募グループ）1 提案のみとします。
- エ 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。
- オ 必要に応じて、追加書類の提出を求めることがあります。
- カ 応募法人等の提出する書類の著作権はそれぞれ作成した応募法人等に帰属します。
- キ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営等を使用した責任は、応募法人等が負うものとします。
- ク 応募書類は欠格事項等の有無を確認するため、照会に使用する場合があります。
- ケ 書類提出後に応募を辞退する場合は、様式9「辞退届」を提出してください。

(2) 事務局

担 当：龍ヶ崎市 都市整備部 道路公園課 公園緑地グループ
住 所：〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地
電 話：0297-64-1111 （内線 489）
F A X：0297-60-1588
E メール：dourokouen@city.ryugasaki.lg.jp

第2章 事業の実施条件

1 事業概要

(1) 事業内容

本事業において実施する業務は、以下のとおり、休養施設、飲食等の便益施設等の公募対象公園施設を設置及び管理運営するとともに、特定公園施設等の整備管理運営を行っていただきます。

また、公募対象公園施設及び特定公園施設以外の区域についても管理許可の下、管理していただきます（使用料は「免除」とします。）。

事業協定期間には、設計・工事・及び事業終了前の公募対象公園施設等の原状回復に要する期間を含むものとします。

(2) 設置（占用）及び管理運営業務

ア 公募対象公園施設（必須提案）

①公園利用者のための飲食等の便益施設、休養施設などの整備及び管理運営

イ 特定公園施設（①必須提案・②任意提案）

①必須事項

- ・キャンプ場施設（キャンプサイト、バーベキューサイト、キャンプ場等及びキャンプ場を管理運営する上で必要となる施設）
- ・アスレチック施設
- ・子供の遊び場となるような遊戯施設
- ・トイレ棟
- ・シャワー棟
- ・上記施設に附帯する施設
- ・上記施設の整備及び管理運営

②任意提案

- ・公募対象公園施設及びキャンプ場、それに附帯する施設などと一体的に利用する園路及び広場等
- ・公園利用者のための駐車場の新設・改修・拡張
- ・公園利用者の利便性向上に資する施設の整備
- ・上記施設の整備及び管理運営

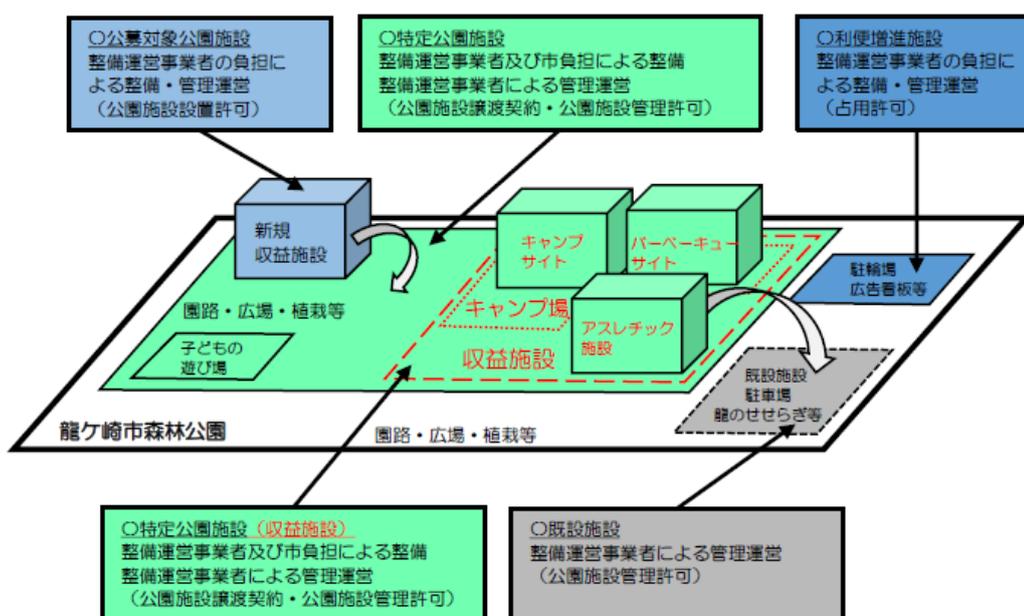
ウ 利便増進施設（任意提案）

自転車駐輪場・看板・広告塔（公募対象公園施設の看板等は除く）の整備及び管理運営

工 既存公園施設（任意提案・必須提案）

既存公園施設の改修（任意提案）及び管理運営（必須提案）

(3) 事業イメージ図



※事業イメージ図であり各施設の配置等を特定するものではありません

(4) 事業対象区域

対象区域は、別添2「事業区域図」に示します。

(5) 魅力の向上

ア 本公園の賑わいの創出（必須提案）

本公園のポテンシャルを最大限に活かし、魅力向上や賑わいの創出及び地域の活性化並びに公園利用者の利便性の向上、その他施設の機能増進や活性化につながる事業の提案をしてください。

また、公園全体を活用し、魅力向上や賑わいの創出を目的とする市外からの交流人口が増加し、かつ定期的を実施することが可能なイベント等に関する提案をしてください。

イ イベント等で得られた収益

提案された公園施設の区域内で認定計画提出者が自らイベント等を行った場合は、得られる利益は認定計画提出者の収益とします。なお、それらの金額も考慮し、公募対象公園施設及び特定公園施設（収益施設）における使用料に反映することを期待します。

2 認定計画提出者と公園管理者の役割分担に関する事項

項目	Park-PFI			管理許可
	公募対象公園施設	利便増進施設	特定公園施設	既存公園施設
対象施設	新規 収益施設	駐輪場 看板・広告塔等	キャンプ場・園路 アスレチック施設 広場・駐車場等	龍のせせらぎ（親水施設）・駐車場・ふれあい広場等
整備 （※設計を含む）	実施主体	整備運営事業者		
	費用負担	整備運営事業者		整備運営事業者 及び龍ヶ崎市
	位置付け等	整備運営事業者が公園施設設置許可を受けて整備	整備運営事業者が公園施設占用許可を受けて整備	公園施設譲渡契約により整備運営事業者が整備したものを龍ヶ崎市へ譲渡 工事中は都市公園 占用許可（免除）
管理運営	実施主体	整備運営事業者		
	費用負担	整備運営事業者		整備運営事業者 又は龍ヶ崎市
	位置付け等	整備運営事業者が公園施設設置許可を受けて管理運営	整備運営事業者が公園施設占用許可を受けて管理運営	整備運営事業者が公園施設管理許可を受けて管理運営

3 公募対象公園施設の設置・管理に関する事項

(1) 公募対象公園施設の種類の種類

設置可能な公募対象公園施設の種類の種類は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている公園施設のうち、休養施設、遊戯施設、便益施設等に該当するものとします。

【参考：公園施設及び公募対象公園施設一覧】

分類	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園施設の種類	園路 広場	補栽 芝生 花壇 いけがき 日陰だな 噴水 水流 池 滝 つき山 彫像 灯籠 石組 飛石	休憩所 ベンチ 野花草 ピクニック場 キャンプ場 その他これらに類するもの	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 徒渉池 舟遊場 魚つり場 メリーゴーランド 遊戯用電車 野外ダンス場 その他これらに類するもの	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪 その他これらに類するもの これらに附属する工作物 (観覧席、シャワー等)	植物園 温室 分区分園 動物園 動物舎 水族館 自然生息園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設 野外劇場 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体・気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これらに類するもの 遺跡等 (古墳、城跡等)	売店 飲食店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所 荷物預り所 時計台 水飲場 手洗場 その他これらに類するもの	門 欄 管理事務所 詰所 倉庫 車庫 材料置場 苗畑 掲示板 標識 照明施設 ごみ処理場 (廃棄物再生利用施設を含む) くず箱 水道 井戸 暗渠 水門 雨水貯留施設 水質浄化施設 護岸 擁壁 発電施設(環境への負荷の低減に資するもの) その他これらに類するもの	展望台 集会所 備蓄倉庫 [貯蔵性貯水槽] [放送施設] [情報通信施設] [ヘリポート] [係留施設] [発電施設] [延焼防止のための散水施設] ※[]内は省令で定めている施設
		その他これらに類するもの							

※「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」(国土交通省都市局 公園緑地・景観課)より一部引用

(2) 公募対象公園施設の条件等

ア ユニバーサルデザイン

高齢者や子ども連れ、障がい者の方々に加え、外国人などだれもが利用できるインクルーシブな遊具等を取り入れるなどユニバーサルデザインに配慮した計画としてください。

イ 防災・防犯

事業提案する際には当該区域の防災体系との連携をとってください。また、本公園は24時間開放されているため、公園の安全性に十分配慮した提案としてください。

ウ 法令等

施設の設計・整備にあたっては、以下の関係法令等を遵守し、関係機関等への申請、届出、検査など、必要な手続きを遅延なく行ってください。

また、手続きの詳細については、本市に事前相談の上、各関係機関担当部署に確認・協議してください。さらに、負担金・使用料等が発生した場合は、認定計画提出者の負担で行ってください。

- ①都市公園法
- ②都市計画法
- ③龍ヶ崎市都市公園条例
- ④建築基準法
- ⑤龍ヶ崎市都市計画法施行細則
- ⑥茨城県屋外広告物条例等の施行に関する規則
- ⑦ライフライン（電気・ガス・上下水道等）
- ⑧その他関係する法令等

(3) 公募対象公園施設の設計及び工事について

- ア 施設のデザイン、高さ、配置、屋外広告物等は、景観や周辺環境との調和に配慮し、統一感のあるデザインになるよう計画してください。また、設置にあたっては、事前に本市と協議の上、施設等の設計及び整備を行うこととします。
- イ 室外機、設備機器、自動販売機等を設置する場合は、周囲との調和及び安全対策に配慮してください。
- ウ 荷捌きスペースやごみ集積スペースを確保する場合は、施設内及び公募対象公園施設の区域内に整備し、衛生管理を行うことが可能な整備内容としてください。
- エ 公募対象公園施設の設置場所にベンチや園路などの既存公園施設がある場合は、認定計画提出者の負担において、移設撤去等を行ってください。また、移設撤去等を行う場合は、事前に本市と協議の上、移設撤去等の方法及び移設場所を決定するものとします。
- オ インフラ等整備については、認定計画提出者の負担において整備することとします。また、整備する際に各インフラ管理者と協議が必要となる場合は、認定計画提出者にて協議を行うものとする。
- カ 公園施設設置許可を受けるときは、使用料が発生します。使用料は認定計画提出者が提案した額を本市に支払うものとします。
- キ 営業を終了する場合又は許可期間が満了する際は、認定計画提出者の責任及び負担において原状回復することを基本とします。ただし回復内容については、本市と協議し決定するものとします。
- ク 屋外に表示又は設置している既存の案内サイン（園内案内図）等については、本市と協議の上、認定計画提出者の負担において板面表示を

公募対象公園施設及び特定公園施設等の整備後のものに更新してください。

- ケ 認定計画提出者は、公募対象公園施設の設計図書及び工事工程表等を本市に提出し、内容等について承認を得る必要があります。なお、設計の内容等が提案内容と相違する場合には、修正を求めます。
- コ 提案内容の変更は原則できません。ただし、本市がやむを得ない理由と認め、提案を変更する必要性が生じた場合は、本市と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。
- サ 認定計画提出者は、新設（既存公園施設を改修する場合も含む。）する公募対象公園施設の設計については、都市公園技術標準解説等各種の技術基準を参考に設計を行ってください。設計図書の内容が本市の要求水準に満たないと本市が判断した場合は、本市が認定計画提出者に対し、認定計画提出者の責任及び費用において修正を求めます。
- シ 認定計画提出者は、工事着手前に、必要書類を添付し、公園施設設置許可申請及び公園施設設置許可区域外を占用する場合は、公園占用許可申請を行い、公園管理者の許可を得る必要があります。その際、工事現場の施工管理等を行う工事責任者を設置し、本市に書面で報告してください。また、工事用に占用許可を受けるにあたっては、本市都市公園条例に基づく占用料が発生します。
- ス 工事において、本市が公園利用者に対する安全管理が不十分と判断した場合は、認定計画提出者に対し、認定計画提出者の責任及び費用負担において是正を求めます。
- セ 認定計画提出者は、施設が設計図書に従い整備されていることを確認する完成検査を実施してください。
- ソ 認定計画提出者は、工事完了及び完成検査終了後、本市へ完了届を提出し、本市の完了検査を受ける必要があります。整備状況が設計図書の内容と逸脱している場合は、本市が認定計画提出者に対し、認定計画提出者の責任及び費用負担において是正を求めます。

(4) 公募対象公園施設の管理運営について

- ア 公園利用者が利用しやすく、安全・安心に配慮した管理運営とし、継続的に運営が可能な事業計画を提案してください。
- イ 周辺環境に配慮し、大きな音、振動、過度な照明等は控えてください。
- ウ 高齢者や子ども連れ、障がい者及び要介護者の方など、誰もが安全快適に利用できるよう配慮してください。

- エ 年間を通じ、地震、火事等の自然災害、事故及び事件等の発生時の危機管理にも対応できる円滑な管理運営が可能な配置体制としてください。
- オ 公募対象公園施設の営業は、利用者の利便性を考慮し、原則通年営業とします。営業時間は問いませんが、周辺環境には配慮してください。
- カ 施設の運営に必要なインフラ（電気・ガス・上下水道等）の使用料は認定計画提出者負担とします。また、各種設備等の保守点検についても認定計画提出者が負担するものとします。
- キ 公募対象公園施設の修繕については、すべて認定計画提出者の負担とします。
- ク 収支などの運営状況等について定期的に本市に報告し、本市が求めた場合は速やかに提出してください。
- ケ 施設の維持管理及び火災保険や建物保険等の加入、各種保守点検について適切に実施してください。
- コ 公募対象公園施設の業種や業態、入店するテナント等の運営内容については、本市と協議の上、承認を得てください。

(5) 公募対象公園施設の設置開始時期について

公募対象公園施設の設置許可は、実施協定締結後の令和6年1月以降となる予定です。具体的な設置工事開始期間、供用開始時期は、本市と協議の上、決定するものとします。

(6) 公募対象公園施設の公園設置使用料の最低額

認定計画提出者は、設置する公募対象公園施設の設置許可面積に対しての、自ら提案した設置許可使用料単価を乗じた額（公園使用料）及び、公募対象公園施設の売上のうち自ら提案した割合によって算出した額（納付額）を本市に納付していただきます。

また、公園使用料及び納付額については、3年毎を基準とし収益施設等の売上（利益）等に応じ、認定計画提出者及び本市との協議により、公園使用料及び納付額を再度算出し決定するものとします。

なお、許可面積には、建築物の範囲以外に、公募対象公園施設の利用者が利用する屋外部分の面積も含むものとし、許可面積の決定にあたっては、認定計画提出者からの最終的な計画内容を精査し、本市が決定するものとします。

【公募対象公園施設の使用料の最低額】

公募対象公園施設の使用料の下限	年269円/m ²
-----------------	----------------------

- ※1 公園使用料＝提案単価×許可面積、納付額＝売上×提案割合となります。
- ※2 公募対象公園施設の売上のうち自ら提案する割合については、特定公園施設への還元（整備・維持管理）に活用することを考慮し、0%の提案も可とします。

4 特定公園施設の設置及び管理に関する事項

(1) 特定公園施設の条件等

- ア 提案する公募対象公園施設及び特定公園施設（収益施設）の集客規模に応じたトイレ、炊事場、駐車場等の便益施設を提案・整備してください。
- イ 公募対象公園施設の周辺の園地等については、特定公園施設として認定計画提出者の負担で清掃、植栽管理等の日常的な維持管理を実施する範囲及び維持管理の内容について提案してください。
- ウ 公募対象公園施設及び特定公園施設の設置に伴う既存園路の撤去・改修は可能としますが、周遊性を確保した整備をしてください。
- エ 混雑時の各動線（公募対象公園施設利用者及び特定公園施設（収益施設）利用者と一般公園利用者等）の機能性及び安全性に配慮してください。
- オ 環境負荷低減、建設リサイクル等環境保全に配慮した提案としてください。

(2) 特定公園施設の設計及び工事について

- ア 施設のデザイン、高さ、配置、屋外広告物等は、景観や周辺環境との調和に配慮し、統一感のあるデザインになるよう計画してください。また、設置にあたっては、事前に本市と協議の上、施設等の設計及び整備を行うこととします。
- イ 認定計画提出者は、特定公園施設の設計図書及び工事工程表を本市に提出し、内容等について承認を得る必要があります。なお、設計の内容等が提案内容と相違する場合には、修正を求めます。
- ウ 提案内容の変更は原則できません。ただし、本市がやむを得ない理由と認め、提案を変更する必要性が生じた場合は、本市と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。

- エ 特定公園施設の設計及び工事の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は、事前に本市の承諾を得てください。
- オ 特定公園施設の設計について、認定計画提出者は、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、バリアフリーに配慮した計画としてください。また、都市公園技術標準解説等各種の技術基準を参考に設計を行ってください。設計図書の内容が本市の要求水準に満たないと本市が判断した場合は、本市が認定計画提出者に対し、認定計画提出者の責任及び費用において修正を求めます。
- カ 特定公園施設の整備に伴う工事のエリアは、都市公園法第5条及び第6条に基づく設置管理許可及び占用許可を受けるものとしませんが、この場合の使用料は減免を可能とします。
- キ 認定計画提出者は、工事着手前に、必要書類を添付し、許可申請を行い、公園管理者の許可を受ける必要があります。その際、工事現場の施工管理等を行う工事責任者を配置し、本市に書面で報告してください。
- ク 工事において、本市が公園利用者に対する安全確保が不十分と判断した場合は、認定計画提出者に対し、認定計画提出者の責任及び費用において是正を求めます。
- ケ 認定計画提出者は、施設が設計図書に従い整備されていることを確認する完成検査を実施してください。
- コ 認定計画提出者は、工事完了及び完成検査終了後、本市へ完了届を提出し、本市は完了検査を実施します。検査の結果、整備状況が設計図書の内容と逸脱している場合又は安全性に疑義があると判断した場合は、認定計画提出者の責任及び費用負担において是正することとします。
- また、認定計画提出者は完了検査により設計図書に従い整備されたことが確認できた施設については、本市に譲渡できるものとします。ただし、本市との協議により、認定計画提出者が施設を所有したまま、管理運営していただく場合があります。

(3) 特定公園施設の整備費用について

特定公園施設の整備に要する費用は、公募対象公園施設等から見込まれる収益及び本市からの負担金、認定計画提出者自らの負担金により賄っていただきます。

本市が費用を負担できる工事及び負担する費用の上限額は以下のとおりとします。負担範囲については、必須事項の特定公園施設でかつ、本市が譲渡を受けることを認めた施設に係る整備費用の90%以下とします。本市が負担する額は、認定計画提出者との設計協議を経て、最終的な計画内容とその工事費内訳の提出後、本市が金額を精査した上で決定するものとしますが、できるだけ本市の負担を低減する提案をしてください。

ア 本市の負担金で行うことのできる工事

特定公園施設の整備及びそれに伴う既存施設の撤去工事（市に無償で譲渡されるものに限る）

イ 本市が負担する費用の上限額 321,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、本市が負担する整備費用については、「官民連携型にぎわい創出事業（社会資本整備総合交付金）」を活用する予定であり、かつ本市議会において予算可決されることが前提になることから、本市から関連する工事費内訳等の資料等の提出を求める場合がありますので、認定計画提出者は協力してください。

(4) 特定公園施設の管理運営について

ア 特定公園施設として整備した施設は、整備後、本市に無償で譲渡することを基本とし、都市公園法第5条に基づく公園施設管理許可により、認定計画提出者が公園管理者の指示により、特定公園施設の管理運営をしていただきます。ただし、本市との協議により、認定計画提出者が施設を所有したまま管理運営をしていただく場合があります。

イ 特定公園施設の管理運営については、認定計画提出者が公園施設管理許可を受け管理し、管理運営費については、公募対象公園施設及び特定公園施設（収益施設）の収益等により賄っていただくものとして、特定公園施設に係る管理運営計画を提案してください。ただし、1件の修繕等が大規模で費用が高額となる場合の費用負担については、基本協定締結後に本市と協議し費用負担を決定します。ただし、特定公園施設（収益施設）については、認定計画提出者の負担とします。

- ウ 施設の運営に必要なインフラ（電気・ガス・上下水道等）の使用料は認定計画提出者負担とします。また、各種設備等の保守点検についても認定計画提出者が負担するものとします。
- エ 施設の維持管理及び火災保険や建物保険等の加入、各種保守点検について適切に実施してください。
- オ 特定公園施設の設置目的を達成するため、適切に維持管理を行ってください。

(5) 特定公園施設の公園施設管理使用料の最低額

認定計画提出者は、管理する特定公園施設の管理許可面積に対しての、管理許可使用料単価を乗じた額（公園使用料）及び、特定公園施設（収益施設）の売上のうち自ら提案した割合によって算出した額（納付額）の合計を市に納入するものとさせていただきます。なお、収益を伴わない特定公園施設については、免除の対象とします。

また、納付額の割合については、3年毎を基準に再計算し、収益施設等の売上（利益）等に応じ、認定計画提出者及び本市との協議により、納付額を決定するものとします。

なお、許可面積には、建築物の範囲以外に、特定公園施設（収益施設）の利用者が利用する屋外部分の面積も含むものとし、許可面積の決定にあたっては、認定計画提出者からの最終的な計画内容を精査し、市が決定するものとします。

【特定公園施設の公園管理使用料】

特定公園施設の公園施設管理使用料 （土地）	年269円/m ²
特定公園施設の公園施設管理使用料 （建物）	年6,271円/m ²

- ※ 公園使用料＝公園施設管理使用料×許可面積
納付額＝売上×提案割合となります。
納入する額＝公園使用料＋納付額

(6) 特定公園施設（収益施設）の利用料の設定

特定公園施設（収益施設）の利用料の設定については、認定計画提出者が施設ごとに価額を提案していただき、その後、本市と協議したうえで決定するものとします。

5 利便増進施設の占用に関する事項

認定計画提出者は、提案により、都市公園法第6条に基づく占用許可を受け、利用増進施設を設置し、管理運営を行うことができます。

利用増進施設の主なものは、自転車駐輪場や地域及び本公園内における催しに関する情報提供のための看板・広告塔です。地域住民及び利用者の利便の増進に寄与すると認められるものについて、必要に応じて提案・整備してください。

利便増進施設を占用する場合は、占用する施設のデザイン、高さ、配置等は、景観や周辺環境との調和に配慮するとともに、統一感のあるデザインとなるよう計画してください。占用にあたっては、本市との協議の上、施設等の設計・整備を行っていただきます。

利用増進施設の占用料については、本市都市公園条例第17条及び本市行政財使用料徴収条例第2条によります。

6 既存公園施設の管理運営に関する事項

公募対象公園施設及び特定公園施設以外の区域及び施設についても、公園施設管理許可に基づき認定計画提出者の責任において、別添5に示す維持管理基準以上の管理運営を行ってください。また、管理運営費用については、特定公園施設（収益施設）の収益に対して本市に納める納付額の一部を充当することを想定しています。既存公園施設の管理運営方法及び管理運営費用について提案してください。

7 不測の事態等について

(1) リスクの分担

本事業の実施における主なリスクについては、下表の分担区分とします。なお、リスクの分担に疑義がある場合、又はリスクの分担に定めがない内容が生じた場合は、本市と認定計画提出者が協議の上、分担者及び分担額を決定するものとします。

リスクの種類	内 容	分担者	
		龍ヶ崎市	認定計画提出者
法令変更	認定計画提出者が行う建設・管理運営営業に影響のある法律等の変更	協議事項	
第三者賠償	認定計画提出者が工事・維持管理・運営において第三者への損害を与えた場合		○

物価	公募設置予定者決定後のインフレ、デフレ	公募対象公園施設の維持管理・運営		○
		上記以外の場合	協議事項	
金利	公募設置予定者決定後の金利変動	公募対象公園施設の維持管理・運営		○
		上記以外の場合	協議事項	
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業 ※	公募対象公園施設の維持管理・運営		○
		上記以外の場合	協議事項	
資金調達	必要な資金確保			○
事業の中止・延期	市の責任による中止・延期		○	
	認定計画提出者の責任による中止・延期			○
	認定計画提出者の事業放棄・破綻			○
申請コスト	申請費用の負担			○
引継ぎコスト	施設運営の引継ぎ費用の負担			○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減			○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況			○
運営費の増大	市以外の要因による運営費の増大			○
	市の責任による運営費の増大		○	
施設の修繕等	施設、機器等の損傷	公募対象公園施設		○
		上記以外の施設	協議事項	
債務不履行	市の協定内容の不履行		○	
	認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行			○
性能リスク	市が要求する要求水準の不適合に関する事項			○
損害賠償	施設、機器等の不備による事項			○
	施設管理上の瑕疵による事項			○
警備リスク	認定計画提出者の警備不備による事項			○
運営リスク	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵及びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク			○

※自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応

災害により施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧を行ってください。

公募対象公園施設及び特定公園施設が復旧困難な被害を受けた場合、本市は認定計画提出者に対して当該施設に関する業務の停止を命じることがあります。

(2) 緊急時への対応

事件、事故及び災害等が発生した場合を想定し、利用者の避難及び誘導、安全確保、関係機関への通報等についての対応計画を作成し、緊急事態が発生した際には、初期消火活動及び避難誘導、負傷者の救護等、迅速かつ最善の対策を講じていただきます。

なお、地震、台風等の自然災害のほか、緊急性を伴うための休園・休館が必要と本市が判断した場合には、臨時休業を指示することがあります。

(4) 災害時について

本公園は、災害等が発生した場合、本市における自衛隊宿舎及び緊急消防援助隊宿舎、指定緊急避難場所に指定されていますので災害等が発生した場合にはご協力ください。

また、ヘリコプター離着陸候補地として位置付けられていますので、緊急の要請があった場合はご協力ください。

(5) 損害賠償責任について

認定計画提出者は、本業務の実施にあたり、認定計画提出者の故意又は過失により、本市又は第三者に損害を与えたときは、認定計画提出者とその損害を、本市又は第三者に賠償するものとします。また、本市は、認定計画提出者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、認定計画提出者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴って発生した費用を請求することができます。特定公園施設内での事故に関する損害保険については認定計画提出者が加入するものとします。

8 権利の制限等

(1) 私権の制限

認定計画提出者の許可及び権利等の第三者への譲渡、転貸、担保とすることを禁止とします。

(2) 委託について

認定計画提出者は公募対象公園施設の管理運営に関する事業を委託する場合は、本市との協議により決定することとします。なお、本資料「第1章 事業概要」「2 公募の実施に関する事項」「(2) 公募への参加資格」に付随する事業者以外には権限を委任することはできません。

9 原状回復の義務

(1) 公募対象公園施設について、認定計画提出者は、事業期間終了後（設置管理許可等を取り消し又は更新しない場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む）、6か月以内に本市が指定する期日までに、事業区域を速やかに原状回復するとともに、本市の立会いのもとで返還していただきます。

ただし、本市が次期事業者を選定し、認定計画提出者と次期事業者との間で、認定計画提出者が有する権利譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について本市が事前に同意した場合は、この限りではありません。なお、施設等設置工事中の解約、事業中止に関しての用地の原状回復の取り扱いについては、別途協議により決定することとします。

(2) 本事業における原状回復とは、原則として、認定計画提出者が設置した公募対象公園施設を解体・撤去し更地に整地することをいいます。ただし、本市の財産となる特定公園施設については、原状回復の対象となりません。

(3) 認定計画提出者は、原状回復工事の設計完了後、工事着手までに、設計内容等の必要書類を書面により本市に提出し、承諾を得てください。

(4) 認定計画提出者は、原状回復工事の設計完了時に、上記書面の内容が事業条件等に適合しているか否かについて、本市の確認を受けてください。事業者は本市の確認、承諾を得られたうえで原状回復工事に着手することができます。なお、本市が事業条件等の内容を満たしていないと判断した場合は、認定計画提出者に対し、設計内容の修正を求めることができますこととします。

(5) 認定計画提出者が原状回復を行わない場合、本市は認定計画提出者に代わり原状回復工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求できるものとします。

10 事業の中止等に関する事項

(1) 事業の中止

認定計画提出者は公募設置等計画及び基本協定書、実施協定書、設置管理許可又は管理許可の許可条件等に反するなど、本事業の目的から逸脱し、本市から再三の警告等が発せられても改善がみられない場合には、事業を中止していただくことがあります。

また、認定計画提出者は、経営状況の悪化などにより事業の継続が困難と判断された場合には、事業を中止する日の6か月前までに、本市に対して書面により申請を行った上で、基本協定又は、実施協定の解除及び事業の中止を行うことができることとします。

事業の中止にあたっては、認定計画者が公募対象公園施設を撤去し、更地にしたうえで返還していただく必要があります。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・更地返還を行わない場合、本市は認定計画提出者に代わり撤去・更地工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

(2) 事業の破綻

認定計画提出者は、認定された公募設置等計画の有効期間内に事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、本市の承認により別の民間事業者が事業を継承するか、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し、更地にしたうえで返還していただく必要があります。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・更地返還を行わない場合、本市は認定計画提出者に代わり撤去・更地工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

11 その他

- (1) 工事の施工にあたり、本市と円滑な協議が可能な管理体制としてください。
- (2) 工事期間中の公園利用者の安全や周辺環境に配慮した提案をしてください。
- (3) 認定計画提出者が設置する施設の設置許可あるいは占用許可、確認申請等の手続き期間も考慮したスケジュール管理をしてください。